

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年5月13日 開会

令和3年5月13日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年5月13日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 17名

農業委員出席委員

2番 宮島孝子	3番 遠藤恒男	4番 望月三千夫
5番 赤池勝	7番 千頭和栄一	8番 石川邦彦
9番 佐野公洋	10番 松下善洋	11番 村松義正
12番 植松眞二	13番 齋藤学	14番 石川嘉章
15番 朝比奈美芳	16番 杉浦徳子	17番 植竹繁
18番 後藤文隆	19番 松永孝男	

欠席委員

1番 佐野芳弘 6番 佐野正

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野俊英	3番 佐野三男	5番 佐野均
6番 村松慎一	7番 土井一彦	8番 加藤文男
9番 望月義雄	10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎
12番 佐野強	13番 近藤雅隆	

欠席委員

2番 塩川金彦 4番 遠藤光浩

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	池田幸司
主事	大瀧美緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、1番 佐野芳弘委員、6番 佐野正委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、7番 千頭和栄一委員、8番 石川邦彦委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、7番 千頭和栄一委員、8番 石川邦彦委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第25号から議第29号です。

初めに、報第25号から報第32号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年3月21日から令和3年4月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから5ページを御覧ください。

報第25号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり使用貸借契約の合意解約による通知が13件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり賃貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。

報第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

報第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり6件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

報第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり8件の届出を受理しました。

続きまして、13ページを御覧ください。

報第30号 農地法第5条届出の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売・公売に参加するため買受適格証明願の提出があり、証明したので報告する。なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、農地法第5条の規定による届出書を提出した場合において、当該証明の交付時と同様と認めた場合は、受理してさしつかえないものとする。

議案に記載のとおり4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の15ページを御覧ください。

報第31号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の16ページを御覧ください。

報第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借で認可を受けたものが1件ありました。

報告については、以上です。

議長

それでは、事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑がある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第25号から報第32号まで報告済みとします。

次に、議第25号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の17ページを御覧ください。

議第25号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は下条で、下之坊の南西に位置する農地です。受人、下条の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの贈与契約で、水稻を栽培する計画です。受人は現在67歳、耕作面積は許可後3,099平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は上井出で、富士開拓農業協同組合の西に位置する農地です。受人、上井出の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの売買契約で、野菜及び花を栽培する計画です。受人は現在73歳、耕作面積は許可後3,264平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び第4項は同一受人の案件になりますので、一括して説明します。

別冊航空写真は3ページ及び4ページを御覧ください。

申請地は淀師で、第3項は金之宮神社の西、富丘小学校の東に位置する農地です。また、第4項は保健センターの南西に位置する農地です。受人、淀師の■■■■さんと、渡人、■■■■さん及び■■■■さんとの使用貸借契約で、野菜を栽培する計画です。受人は現在67歳、耕作面積は許可後3,027平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は北山で、給食センターの東に位置する農地です。受人、■■■■さんと渡人、■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。受人は現在69歳、耕作面積は許可後1万1,917平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第6項及び第7項は同一受人の案件になりますので、一括して説明します。

別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、井之頭小学校の南に位置する農地です。受人、猪之頭の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの贈与契約、及び富士宮市と■■■■株式会社との売買契約で、野菜を栽培する計画です。受人は現在57歳、耕作面積は許可後1万7,814.01平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田浅間神社の北東に位置する農地です。受人、上井出の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。受人は現在70歳、耕作面積は許可後8,857平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第9項、航空写真8ページを御覧ください。

申請地は上井出で、富士宮上井出簡易水道浄水場の西に位置する農地です。受人、上井出の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの売買契約で、牧草を栽培する計画です。受人は現在67歳、耕作面積は許可後3万5,725平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第9項の申請について、農地法3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項について担当委員からの調査報告をお願いします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の2項について報告をいたします。

5月7日、申請人本人、事務局3名、私と現地で話を聞きました。受人は平成17年より、所有者の依頼で畑を使用貸借して野菜・花を栽培していましたが、今回、受人が耕作している土地を譲渡してもらえることになり、引き続き農地として耕作し、利用していく計画です。

販売先も定期的に朝霧の道の駅に出荷しております。受人は農業経験も16年余りあり、問題ありませんので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第25号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の20ページを御覧ください。

議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は、一体利用地のため一括して説明します。航空写真は9ページを御覧ください。

第1項は、村山字南谷戸■■■■、畑185平方メートル、第2項は、同じく村山字南谷戸■■■■、畑ほか1筆、計936平方メートルで、富士宮市が売買により取得し、村山浅間神社の駐車場に転用しようとするものです。村山浅間神社は、平成25年6月26日に富士山の構成資産として世界遺産登録され、以降、来訪者の増加に伴い、駐車場が不足していることから、神社から徒歩圏内にあり大型バスの乗り入れも可能である2,000平方メートル以上の敷地を確保できる土地を探していたところ、本申請地を購入できることとなり申請に及んだものです。申請地は、第2種農地に該当しますが、周囲を道路に囲まれており、境界にはフェンスを設置する計画のため、周辺の農業への影響はないと思われます。全体計画面積は2,750平方メートルで、航空写真の白い点線で囲った部分が区域となります。駐車スペースは、乗用車34台、大型バス3台の計37台分のほか、自動二輪車用や優先駐車場を設ける計画であり、面積は過大でないと思われます。資金は令和3年度当初予算に計上されており、10月1日から着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は、北山字辻■■■■、畑320平方メートルで、北山の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、住宅を建築しようとするものです。申請者は現在、両親と共に本家に住んでおりますが、家族が増えて手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は、株式会社朝霧高原食品の南西約300メートルに位置する第2種農地に該当します。周囲は北と西を道路、東と南を農地に接しますが、本家所有の農地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われます。本家の所有する土地の中で、建築基準法及び都市計画法上、住宅建築が可能な土地が他にはなく、選定理由に問題はありませぬ。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は、山宮字下蒲澤■■■■、畑299平方メートルで、富士市の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請者は現在、借家に住んでおりますが、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は、静岡県ソフトボール場の南西約300メートルに位置する第2種農地に

該当します。周囲は東と西を道路、北と南を農地に接しますが、本家所有の農地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われます。本家の所有する土地の中で、周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる農地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第5項及び第6項は、一体利用地のため一括して説明します。航空写真は12ページを御覧ください。

第5項、長貫字砂ヶ原上段■■■■、畑48平方メートルについては、大久保の■■■■さんが、第6項、長貫字砂ヶ原上段■■■■、畑40平方メートルについては、大久保の■■■■さん及び内房の■■■■さんが、それぞれ共有持分権の移転により権利取得し、農地への進入路に転用しようとするものです。申請人は、隣接する農地の所有者ですが、現在それぞれの農地への接道はなく、お互いの農地内を承諾を得た上で通行しています。しかし、今後、相続で所有者が代わることや、他の営農者への貸付け等を検討する中で、将来にわたり効率的かつ円滑な営農を確保するため進入路として共有したく、申請に至りました。申請地は、芝川中学校の西約500メートルに位置する第2種農地に該当します。周囲は、南を道路、東を宅地、西と北を農地に接しますが、申請人所有の農地であり、境界には見切りロープを設置する計画のため影響は軽微であると思われます。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第26号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の22ページを御覧ください。

議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は、上井出字大芝■■■■、畑ほか5筆、計1万9,630平方メートルで、神奈川県

横浜市の株式会社■■■■が賃貸借にて権利設定し、キャンプ場に転用しようとするものです。申請人は、キャンプ場やグランピング施設の経営を行う法人で、役員の出身地である本市において、地域活性につながるキャンプ事業を計画し、用地を探していたところ、一定規模以上の面積があり、近隣住民への影響が少なく、管理棟設置のための接道やライフラインの確保等の要件を満たす本申請地を借りられることとなったため、申請に及んだものです。申請地は、上井出浄水場の北に位置する第2種農地に該当し、周囲は南を道路、東を原野、北を山林、西を農地に接しますが、境界に見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われます。市の土地利用事業の承認申請についても承認見込みとの確認が取れています。周辺において他に代替性のある土地はなく、選定理由も問題ありません。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第1項について報告をいたします。

申請代理人行政書士、農業委員会会長望月会長、宮島委員、事務局3名、私の7名で現地にて事業説明を受けました。所有者も高齢となり、後継者もままならないため、申請地は現在休耕地となっております。このまま放置しておきますと荒廃が進んでいく状況であるため、今回キャンプ場を予定している株式会社■■■■は各地で場所を探していましたが、条件に合う場所がなく苦慮していたところ、役員に上井出出身者がいて、今回、現地を選定しました。申請地北側に10年ぐらい前オートキャンプ場の旧モビランドというキャンプ場がありました。その南側も一体利用する計画で、トイレ等、管理棟も設置する計画です。西側は市道、東側は山林となっております。計画予定地は多くの緑地を配し、周辺住民の説明も終わり、市の土地利用承認もされると思いますので、周辺農地に与える影響はなく、申請のとおり問題ありませんので御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第27号は、原案のとおり処理することに決定し、5月21日開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

議第28号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の23ページを御覧ください。

議第28号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は、人穴■■■■ほか3筆、畑、計4,876平方メートルで、荻平公民館の南東に位置する農地です。平成20年以前から自宅の管理やその周辺の所有農地の環境整備を行ってきましたが、体調を崩して耕作困難となり、以後山林原野化したものであります。周辺は山林で、仮に農地として復元しても継続的な営農は困難であり、非農地として取り扱って差し支えないものと思われま。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

2番 宮島孝子委員

ただいま審議中の第1項の報告をいたします。

5月10日、申請人、代理人2名、事務局3名、植竹委員とで現地にて話を伺いました。先ほど事務局から詳しく説明がありましたが、今は元気になり猪之頭にて住居のそばで畑を作っているとのこと。問題はないと思われましますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めま。

それでは、採決に移ります。

議第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めま。

よって、議第28号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第29号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせま。

事務局 池田主査

議案の24ページを御覧ください。

議第29号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画(案)について説明します。ページを1枚めくっていただきまして、2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数8人、利用権を設定する者の数9人、利用権を設定する農用地の面積は計4万1,644平方メートルです。

利用権の内容について説明します。1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。

第1項から第9項まで全て中間管理事業になります。順に説明します。

第1項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

申請地は精進川で、上野中学校の南西に位置する農地です。精進川の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、5年7か月新規になります。移転後経営面積は、3万8,807.75平方メートルになります。

続きまして、第2項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は杉田で、安養寺の北西になります。杉田の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、茶の栽培、9年3か月新規になります。移転後経営面積は、7万9,008.65平方メートルになります。

続きまして、第3項及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地は上野殿御墓所の北に位置する農地になります。富士市伝法の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、2万6,943平方メートルになります。

続きまして、第4項及び第5項は同一借主の案件になりますので、一括して説明します。

別冊航空写真18ページを御覧ください。

申請地は黒田及び貫戸で、特別養護老人ホーム高原荘の西に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、6万2,263.09平方メートルになります。

続きまして、第6項及び航空写真19ページを御覧ください。

申請地は下条で、日吉神社の東に位置する農地になります。下条の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、3万3,205.36平方メートルになります。

続きまして、第7項及び航空写真20ページを御覧ください。

申請地は青木で、十頭森八幡宮の北に位置する農地になります。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、6万2,893.05平方メートルになります。

続きまして、第8項及び航空写真21ページを御覧ください。

申請地は栗倉で、富士根北小学校栗倉分校の北に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、4万9,485平方メートルになります。

続きまして、第9項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地は半野で、半野区区民館の南に位置する農地になります。原の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、6万1,787平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第29号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届についての受理状況を令和3年4月11日から令和3年5月12日について報告します。

これまで農地の改良については、農地法上規定がなく、農業委員会として届出等の手続は不要としており、盛土条例の適用（農地については農地改良届）として管理課にて手続を行ってきました。しかし、農地については農業委員会としても把握すべきということで、令和2年4月1日より農業委員会では農地の改良について農地改良届の届出をしてもらい、場所や内容等を把握していくこととしました。

今回、農地改良届が提出されましたので報告いたします。

本日配付しました農地改良届についての受理状況の第1項、半野■■■■の内、田700.99平方メートルにつきまして、田畑転換による果樹栽培を目的とした農地改良届が令和3年4月26日提出されました。

管理課にも申請の手続は済んでおり、認可の見込みでもあることを確認しております。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から報告がありましたが、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

18番 後藤文隆委員

地目が田で畑に転換するということで、これは盛土をするということですか。

事務局 深川主任主査

盛土をした上で、耕作土を入れ、果樹栽培のために植樹をするという計画です。

18番 後藤文隆委員

もう1点、地目が畑で畑に耕作土を盛土する場合もやっぱり届出が必要ということですね。

事務局 深川主任主査

はい、盛土することに対する届出が必要です。

議長

今、後藤委員から質問ありましたが、管理課の所管範囲は、いわゆる切り盛り、これ一定以上あると、市に届出が必要で所管が管理課になりますので、同時に農業委員会にもね。

現地、場所はどこですかね。事務局、場所はどこですか。

じゃあ、砂防ダムへ行く手前ですか。ということです。あそこに砂防ダムありますね、あの行く途中でございます。

6番 村松慎一農地利用最適化推進委員

田を干して畑にするということですよ。という場合は、届けが必要で、単なる畑を埋立てする場合には届けが必要ないということですか。

議長

いや、いわゆる切り盛りがあると、正式には市の管理課へ届出しなければ駄目なんですよ。

ただ、実際は、自分の畑や田んぼでは、黙ってやっちゃうんですがね。

ここは、建設会社でございますので、正式な手続をしたと思います。

6 番 村松慎一農地利用最適化推進委員

土砂条例によると、500平米以上、500立方以上の場合は、これに基づいて届出が必要ということになっていますよね。それに抵触するんですよね、当然、これは。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、整理をさせていただきたいと思います。

村松委員がおっしゃったように、市の盛土条例に該当する農地改良は、500立米、500平米以上につきましては、市の盛土条例による農地改良届を出してもらうこととなります。それと併せて、農業委員会の許可案件ではありません。いわゆる農地を農地として使うものですから、農業委員会の許可案件ではありませんけれども、農地を改良するというので、農業委員会としても把握をしておいたほうがいだろうということで、管理課に出す届出と同様な届出を農業委員会のほうにも出してもらおうということで、昨年からその届出を受理していたところであります。

おおよそそのような農地改良届につきましては、土を入れたりするものですから、周辺の方にもやっぱり影響というか、心配をされるということで、これから皆様方にもこういうものについては事前に情報提供をしていこうということで、本日の会議からこのように説明をする機会を設けさせてもらったわけでございますので、よろしくをお願いします。

議長

今の関係で、登記地目はあくまで田だね。そういうことだね。

事務局 望月次長兼振興係長

はい。

議長

村松委員さん、よろしいですか。

6 番 村松慎一農地利用最適化推進委員

分かりました。

議長

ほかには。

17 番 植竹 繁委員

開拓地域としたら非常にうれしいです、こういう報告書が出てくれると。今、あちこちでいろんな形がとられているものですから、それを事務局に聞くと、農業委員会じゃないところで把握してますよと言われるもんだから、聞いていいものか悪いものか、ちょっと迷ったりしているものですから、こういう形で出してくれるということは非常にいいことですからよろしくをお願いします。

13 番 近藤雅隆農地利用最適化推進委員

先ほど植竹委員さんがおっしゃいましたけど、これ確かにこうやって出てくれれば一番いいこ

とだと思えます。ただ、自分たちも時々通ったときに、結構いい車が通っているなど、かき上げをしたトレーラーのようなやつも通っているなどというところを、後をつけるわけじゃありませんが、たまたま目の前を通過して、ああ、そこを曲がっていくんだなど、暗にどこのことかは御想像にお任せしますが、何が入っているんだろうなど思いながら見えています。下ろすところまで見ていませんから、そこまで行って見て、何か因縁つけられるのも嫌だなど思っていますけど、こういう形で出てきてくれれば、入れるものにしても本当に畑を改良しているんだなど分かればいいなと思えます。多少疑心暗鬼な点はありますがちょっと思ったものですから発言してみました。

議長

分かりました。

ほかにはありませんか。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

よって報告済みといたします。

次に、協議事項として、令和3年度富士宮市農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準について事務局から説明させます。

事務局 池田主査

本年度の農繁期の臨時雇等賃金の基準額案を作成しましたので提出いたします。

金額について、農家の負担が増加することが懸念されるため、基準額の決定は慎重に行っております。

本年度の案については、静岡県農業臨時雇賃金の平均額や、富士市が本年度4月に公表した金額、あるいは農協の基本作業料金等を考慮し、前年度と同額としております。なお、当該金額はあくまで目安となりますので、地域の慣習や作業の内容で実施をお願いいたします。

この内容については、総会終了後、ホームページ及び広報ふじのみやへお知らせを記載し、また、富士宮農業協同組合、富士開拓農業協同組合、富士市農業委員会へ共有いたします。

以上です。

議長

今の事務局の説明ですが、昨年と同様なわけで、富士市とも同額ですか。

事務局 池田主査

はい、富士市さんとも同額になっています。

議長

ただ、今日、農協いませんけど、農協は多少ちょっと違いますけど、これはあくまでも農協は農協ということでございますけど、これが一応基準でございますので、よろしく願います。

それでは、これについて質疑を許しますが、ありますか。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

よって原案のとおり取り計らうことにいたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、6月10日を予定しております。
以上をもちまして、令和3年5月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時47分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
7 番

会議録署名人
8 番